

## 明海大学学術リポジトリ管理運用要項

### (目的)

- 1 この要項は、明海大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究の成果物（以下「成果物」という。）を収集し、電子的形態で恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開・発信することにより、本学の教育・研究活動の発展に資するとともに、社会貢献に寄与するために、明海大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運用に関する事項を定めることを目的とする。

### (責任者)

- 2 浦安キャンパス及び歯学部におけるリポジトリの管理運営のため、学長のもとに管理運用責任者を置き、各メディアセンター長をもって充てる。

### (管理運用体制)

- 3 リポジトリの管理運用は、明海大学浦安キャンパスメディアセンター及び明海大学歯学部メディアセンター（以下「図書館」という。）が行う。

### (登録できる成果物)

- 4 リポジトリに登録できる成果物は次に掲げるものとする。

- (1) 学術雑誌掲載論文
- (2) 紀要類（本学で発行された紀要及び本学に設置された団体が編集し、発行する学術論文集に掲載された論文等）
- (3) 博士学位論文
- (4) 研究報告書（科学研究費補助金成果報告書等）
- (5) その他学長が特に認めたもの

### (登録者)

- 5 リポジトリに成果物を登録申請できる者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍した教職員及びこれに準ずる者
- (2) 本学に在籍する又は在籍した大学院生
- (3) 4 (2) に定める、紀要類を発行する学術団体
- (4) その他学長が特に認める者

### (登録の要件)

- 6 リポジトリに登録できる成果物は、蓄積・保存・公開等に際し、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法令及び本学の諸規則を遵守していること。
- (2) 法令上又は社会通念上、次に掲げる問題が生じないものであること。
  - ・名誉、プライバシー等の人権侵害に関する事項

- ・情報セキュリティに関する事項
- ・守秘義務に関する事項

(3) ネットワークを通じて配信が可能であること。

(登録の申請)

7 登録申請者は、著作権処理を完了した上で、「学術リポジトリ登録申請書」に記入し、成果物と併せて図書館に提出しなければならない。

(1) 申請に基づく成果物の登録は、図書館が行う。

(2) 申請により、登録申請者は次に掲げる要件にすべて同意したものとする。

- ① 電子媒体化した成果物等の電子機器画面での閲覧
- ② 電子媒体化した成果物等の印刷
- ③ 電子媒体化した成果物等のダウンロード及び保存
- ④ 電子媒体化した成果物等の参照及び引用

(著作権に係る利用許諾)

8 登録申請者は、登録を希望する成果物について、必要な利用許諾手続を行うものとする。また、登録を希望する成果物の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外の者に帰属する場合は、あらかじめすべての著作権者の利用許諾を得なければならない。

(公開)

9 図書館は、リポジトリに登録された成果物を、インターネットに無償で公開する。

成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の下に留保される。また、著作権者による再利用はこれを妨げない。

(無償提供)

10 図書館は、登録申請者からその成果物の提供を無償で受けるものとする。

(提供された成果物等の取扱い)

11 図書館は、提供された成果物を適切な状態で保存する。

(1) 保存年限はリポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

(2) 成果物等の著作権は、登録後も図書館に委譲されることなく、登録申請者がこれを保持する。図書館は、登録申請者の許諾に基づいて成果物等を公開する。

(登録の削除)

12 図書館は、リポジトリに登録された成果物について、次のいずれかに該当する場合には、削除することができる。

(1) 登録申請者から理由を付して削除の申し出があった場合

(2) 学長が公開を適当でないと判断し、削除することを決定した場合

(利用者の責務)

13 リポジトリに登録された成果物を、ネットワークを通じて利用する者（以下「利用者」という。）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(免責条項)

- 1 4 リポジトリに登録された成果物の内容に関する責任は、登録申請者が負うものとする。登録された成果物を利用することによって発生した登録申請者又は利用者のいかなる損害・不利益についても、図書館は一切責任を負わないものとする。

(雑則)

- 1 5 この要項に定めるもののほか、リポジトリの管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

- 1 6 この要項の改正は、学長がメディアセンター長の意見を聴き行う。

附 則

この要項は、2018年4月1日から施行する。